

ご利用にあたっては、本紙に記載の事項およびサービスの解除に関する事項をよくお読みください。

(1) サービス名

「amue link for NURO」

(以下「本サービス」といいます)

(2) サービスの種類

本サービスは、コミュニケーション通信端末「LM-01 for amue link」を用いた見守り、トラッキングサービスです。なお、本サービスのご利用には本サービス用のスマートフォン向けアプリケーションが必要です。

※各サービスの詳細は各種 Web サイトにてご確認ください。または弊社販売担当者までお問い合わせください。

(3) 料金

- ・初期費用：3,300 円(税込)
- ・月額料金：1,078 円 (税込) ※1

※1.利用開始初月は無料です。また、コミュニケーション通信端末に内蔵された通信機能の通信料は、月額料金に含まれます。

※別途コミュニケーション通信端末（以下「対応機器」といいます）の購入費用がかかります。対応機器購入代金についてはサービスページおよび「「amue link for NURO」対応機器販売規約」をご参照ください。

※本サービスはインターネット接続サービス「NURO 光」のオプションサービスです。ご利用には、別途本サービスに対応した「NURO 光」サービスのご契約が必要です。

(4) 料金のお支払い時期および方法

- ・初期費用については、お客さまからの利用申込みに基づき、弊社の申込み処理手続きが完了した後、弊社が利用開始日として通知した日（以下「利用開始日」といいます。）の属する暦月の翌月末日までに、本サービスへのお申し込み時にご指定頂きました決済手段に基づいてお支払い頂きます。
- ・月額基本料金については、本サービスの利用期間中毎月末日締めにて、翌月末日までに、本サービスへのお申し込み時にご指定頂きました決済手段に基づいてお支払い頂きます。
- ・対応機器代金の支払方法は、「「amue link for NURO」対応機器販売規約」の定めによるものとします。

(5) サービスの提供期間

利用開始日からご利用いただけます。

※解約時に別途ご購入の機器代金の残債がある場合は、当該残債をお支払い頂きます。

(6) サービス提供事業者の名称、住所および代表者氏名

名称	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
住所	東京都品川区東品川4丁目12番3号
代表者氏名	渡辺 潤

(7) 弊社の損害賠償責任について

本サービスの提供に関し、弊社が負う損害賠償責任は、いかなる場合（契約不適合があった場合も含みます）においても、お客さまが当該損害を被られた日の属する暦月において弊社が受領する月額基本料金相当額を上限とします。ただし、弊社の故意または重大な過失によりお客さまに損害が生じた場合には、この限りではありません（お客さまが法人および個人事業主の場合を除く）。

（８）契約の解除について

・以下に記載の「契約の解除に関する事項」をご確認ください。なお、契約の解約又は解除に関する書面は、以下に記載の「契約解除書面の送付先」にご提出願います。

※契約の解除に関する書面には、「amue link for NURO 契約解除」と記載いただき、住所、電話番号及び契約者氏名（いずれも商品の購入申込み時に弊社にご登録いただいた情報）を明記ください。

契約解除書面の送付先

〒151-8790

東京都渋谷区代々木 2-6-5 テレコミュニケーションビル

りらいあコミュニケーションズ(株)内

ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 事務センター 宛

※りらいあコミュニケーションズ（株）に業務を委託しています。

・下記に基づく契約の解除を行った場合における対応機器については、弊社による解除手続き完了に関する連絡を受領した日から 10 日以内に以下に記載の「対応機器の返却先」までご返却ください。返却が確認できない場合や返却された対応機器や付属品（取扱説明書、箱など）が通常の使用の範囲を超えて不足、破損等している場合は、機器購入費を請求いたします。

※対応機器返還時の送付元には、住所、電話番号及び契約者氏名（いずれもこの商品の利用申込み時に弊社にご登録いただいた情報）を明記ください。

「amue link for NURO」対応機器の返却先

〒151-8790

東京都渋谷区代々木 2-6-5 テレコミュニケーションビル

りらいあコミュニケーションズ(株)内

ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

事務センター 宛

※りらいあコミュニケーションズ（株）に業務を委託しています。

【契約の解除に関する事項】

1. 弊社がお送りする「amue link for NURO 対応機器販売に関する特定商取引法に基づく表示」（以下「本書面」といいます。）を受領した日から起算して 8 日を経過する日までの間は、書面（本書面の余白でも可）に、「住所、氏名及び電話番号」を記載し、署名捺印のうえ、郵送にてご連絡いただくことにより、契約の解除を行うことができます。
2. 上記 1 に記載した事項にかかわらず、お客さまが、弊社が特定商取引法第 21 条第 1 項の規定に違反して契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は弊社が同条第 3 項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の解除を行わなかった場合には、弊社が交付する当該契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を

記載した同法第 24 条第 1 項ただし書に定める書面をお客さまが受領した日から起算して 8 日を経過するまでは、お客さまは、書面にてご連絡いただくことにより当該契約の解除を行うことができます。

3. 上記 1、2 に基づく契約の解除は、当該契約の解除に係る書面をお客さまが発した時に、その効力が生じます。
4. 上記 1、2 に基づく契約の解除があった場合においては、弊社は、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求いたしません。
5. 上記 1、2 に基づく契約の解除があった場合において、対応機器の引渡しがすでにされているときは、その返還に要する費用は弊社が負担いたします。
6. 上記 1、2 に基づく契約の解除があった場合において、すでに引渡された対応機器が使用されたときにおいても、弊社は、当該機器の使用により得られた利益に相当する金銭の支払いを請求いたしません。
7. 上記 1、2 に基づく契約の解除があった場合において、対応機器の代金が支払われているときは、弊社は、速やかに、その全額を返還いたします。

(9) 対応機器に関する契約の解約または解除に関するお問い合わせ先

amue link お問い合わせ窓口 0570-010-802

受付時間 10:00～18:00 (1月1日、2日および弊社指定のメンテナンス日を除く)

※携帯電話、PHS からもご利用いただけます。

※一部の IP 電話からは、03-6388-5171

- ・コミュニケーション通信端末を分割でご購入され、分割払い期間中に解約される場合、機器の残債が一括で請求されます。詳しくは「amue link for NURO」対応機器販売規約」をご確認ください。